

5 . 土壌汚染対策

(1) 土壌汚染対策法

汚染の調査 (土壌汚染対策法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項)

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する有害物質使用特定施設の使用を廃止したときは、工場または事業場の敷地であった土地の所有者、管理者または占有者 (土地の所有者等という) は、その土地の汚染状況についての調査を実施しなければなりません。ただし、市長の確認を受けた場合にはすぐに調査を実施する必要がない場合があります。

また、市長が、土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある土地であると認めた場合も、その土地の所有者等は、同様に調査を実施しなければなりません。

汚染状況の調査は、環境大臣が指定する指定調査機関に依頼して行い、調査結果の市長への報告が義務づけられています。

(注) 有害物質使用特定施設……有害物質 (16 ページ、ただしアゾニア、アゾニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は除く。) の製造、使用または処理をする水質汚濁防止法の特定施設

区域の指定 (法第 5 条、第 6 条)

調査の結果が土壌汚染の指定基準に適合しない場合、その土地は市長により指定区域として公示され、台帳に記載し公衆に閲覧されます。

汚染の除去 (法第 7 条)

指定区域の土壌汚染により、直接もしくは地下水を介して健康被害が生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県等が汚染原因者 (汚染原因者が不明の場合は土地所有者等) に対し、汚染の除去など、被害防止措置を講じることを命令し、その費用は汚染原因者の負担となります。

なお、土壌汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定の解除を公示します。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例

土地の形質変更時の調査等 (条例第 7 2 条の 2)

土地所有者等 (土地の所有者、管理者又は占有者) は 3 , 0 0 0 m²以上の土地の形質変更を行おうとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況等について調査を行い、結果を記録する必要があります (一部例外があります) 。

また、調査の結果、特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置があった場合は、当該土地の土壌及び地下水の汚染状況について調査を行い、結果を記録する必要があります。

有害物質使用特定施設における調査等 (条例第 7 2 条の 3)

有害物質使用特定施設を設置する工場等の土地の所有者等は、当該土地の土壌又は地下水の汚染状況について調査を行い、結果を記録する必要があります (一部例外があります) 。

また、当該土地において、3 0 0 m²以上の土地の形質変更を行おうとするときにも、土壌の汚染状況について調査を行う必要があります。

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染発見時の届出等 (条例第 7 2 条の 4)

土地所有者等 (土地の所有者、管理者又は占有者) は、土壌又は地下水の汚染 (別表第 2 5 ~ 第 2 7 で定める基準を超える汚染) を発見したときは、速やかに当該汚染の拡散を防止するための応急措置を講じ、汚染の状況及び講じた措置の内容を市長に届け出なければなりません。

(ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項の届出(24ページ参照)があった場合を除く。)

土壌汚染対策工事等実施時の留意事項

(1) 土地所有者等は、土壌汚染対策工事を実施する際には、あらかじめ市長へ工事計画書を提出してください。なお、対策工事を実施中に市が必要に応じて実施状況を現地確認します。

(2) 土地所有者等は、土壌汚染対策工事が完了したら、速やかに工事実施報告書を市長へ提出してください。なお、対策工事後に市が必要に応じて対策結果を現地確認します。

特定有害物質による土壌の指定基準及び、土壌又は地下水汚染発見時の届出の基準

(土壌汚染対策法第5条、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第25～27)

特定有害物質			指定基準	
			<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準及び地下水基準
四塩化炭素	第1種 揮発性 有機化合物			0.002 mg/
1,2-ジクロロエタン			0.004 mg/	
1,1-ジクロロエチレン			0.02 mg/	
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04 mg/	
1,3-ジクロロプロペン			0.002 mg/	
ジクロロメタン			0.02 mg/	
テトラクロロエチレン			0.01 mg/	
1,1,1-トリクロロエタン			1 mg/	
1,1,2-トリクロロエタン			0.006 mg/	
トリクロロエチレン			0.03 mg/	
ベンゼン			0.01 mg/	
カドミウム及びその化合物	第2種 重金属等		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	0.01 mg/
六価クロム化合物			土壌 1kg につき 250mg 以下であること	0.05 mg/
シアン化合物			遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること	検出されないこと
水銀及びその化合物			土壌 1kg につき 15mg 以下であること	0.0005 mg/
アルキル水銀			土壌 1kg につき 15mg 以下であること	検出されないこと
セレン及びその化合物			土壌 1kg につき 150mg 以下であること	0.01 mg/
鉛及びその化合物			土壌 1kg につき 150mg 以下であること	0.01 mg/
ひ素及びその化合物			土壌 1kg につき 150mg 以下であること	0.01 mg/
ふっ素及びその化合物			土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	0.8 mg/
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	1 mg/		
シマジン	第3種 農薬等			0.003 mg/
チウラム				0.006 mg/
チオベンカルブ				0.02 mg/

PCB	定 有 害 物 質		検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと